

日本リハビリテーション医療デジタルトランスフォーメーション学会
COI（利益相反）の開示について

演者（共同演者を含む）は、抄録提出日を基準として、過去 1 年間分の発表内容に関する企業・組織または団体との利益相反の状態を開示してください。

COI 自己申告が必要な金額は以下の通りです。

①報酬額

1 つの企業・団体から年間 100 万円以上

②株式の利益

1 つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5%以上保有

③特許使用料

1 つにつき年間 100 万円以上

④講演料

1 つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上

⑤原稿料

1 つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上

⑥研究費・助成金などの総額

1 つの企業・団体からの研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が 100 万円以上

⑦奨学（奨励）寄付金など総額

1 つの企業・団体からの奨学寄付金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が 100 万円以上

⑧企業などが提供する寄附講座

（企業などからの寄附講座に所属している場合に記載）

⑨旅費、贈答品などの受領

1 つの企業・団体からの年間 5 万円以上